手配旅行条件書

この書面は旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部になります。

1. 手配旅行契約

「手配旅行契約」(以下「旅行契約」といいます。)とは、KFC Hall & Rooms 国際ファッションセンター株式会社(以下「当社」といいます。)がお客様の依頼により、お客様が宿泊・運送機関の提供する宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。

2. 旅行業務取扱料金

- (1) 当社は旅行サービスの手配にあたり、宿泊・運送機関に支払う料金・その他の費用(以下「旅行費用」といいます。)のほか、所定の旅行業務取扱料金(以下「取扱料金)といいます)を申し受けます。
- (2) 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、 旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了いたします。したがって、宿 泊・運送機関との間で旅行サービスの提供する契約を締結できなかった 場合でも、当社がその義務を果たしたときは、所定の取扱料金をお支払い いただきます。
- (3) 取扱料金は、旅行費用総額の10%以内とします。

3. 旅行の申込みと旅行契約の成立時期

当社と旅行契約を締結しようとするお客様は、当社所定の宿泊確認書・予約内容確認書(以下「確認書」といいます。)に必要事項をご記入の上、ファクシミリ、電子メール等の手段を用い、通知するものとし、当社がその通知を受け取った時点をもって旅行契約が成立いたします。なお、その際の申込金は不要といたします。

4. 申込条件

- (1) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると 判明した場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- (2) その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りすることがあります。

5. 書面の交付

当社はお客様に、旅行業法第12条の5「当該旅行に関するサービスの提供を受ける権利を表示した書面」として確認書を交付いたします。

6. 旅行代金のお支払い

- (1) 旅行代金とは、当社が旅行サービスを手配するために、宿泊・運送機関に 対して支払う旅行費用及び当社所定の取扱料金(変更手続料金、取消手続 料金を除きます。) をいいます。
- (2) 旅行代金は、以下のいずれかの方法のうち、お客様が選択した方法によりお支払いいただきます。
 - (ア) 当社が指定する日までに、指定する銀行口座にお振込みにてお支 払いいただく方法。
 - (イ) お客様が宿泊・運送時に宿泊・運送機関に直接お支払いいただく 方法。

7. 旅行契約内容の変更

- (1) お客様が、旅行日程・旅行サービス等の旅行契約内容の変更を求めてきた場合、当社は可能な限りその求めに応じます。
- (2) お客様の求めにより契約内容を変更する場合、既に完了した手配を取消すために宿泊・運送機関に対して支払うキャンセル料・違約金その他の手配変更に要する費用(以下「変更費用」といいます。)は、お客様の負担とさせていただきます。
- (3) 当社は、本項(2) の変更費用のほか、変更費用の10%を変更手続料金として申し受けるものとし、第6項(2)(ア)の方法でお支払いただきます
- (4) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、宿泊・運送機関等の旅行 サービス提供の中止、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合に おいて、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行 契約を変更することがあります。

8. 旅行契約の解除

- (1) お客様は第3項の契約成立後いつでも、旅行契約の全部または一部を解除することができます。
- (2) (1) の場合、当社は次の料金を申し受けるものとし、第 6 項 (2) (ア) の方法でお支払いいただきます。
 - (ア) お客様がすでに提供を受けられた旅行サービスに係る旅行費用と 取扱料金
 - (イ) お客様が未だ提供を受けていない旅行サービスに係る取消費用
 - (ウ) 同項(イ)の取消費用のほか、取消費用の10%以内の取消手続料 金

(3) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると 判明した場合、当社は旅行契約を解除することがあります。このとき、当 社は本項(2) の料金を申し受けます。

9. 団体・グループ契約

- (1) 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者 (以下「契約責任者」といいます。)を定めて申込んだ旅行契約の締結に ついては、本項の規定を適用します。
- (2) 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下「構成者」といいます。)の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに関する取引は当該契約責任者との間で行います。
- (3) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出していただきます。
- (4) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (5) 当社は、契約責任者が団体・グループ旅行に同行しない場合、旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。

10. 当社の責任

- (1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者の故意 または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害 を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当 社に対して通知があった場合に限ります。
- (2) 手荷物について生じた本項 (1) の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して 14 日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お客様 1 名につき 15 万円を限度として賠償いたします。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。
- (3) 当社は、お客様が天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、宿泊・運送機関等の旅行サービス提供の中止、その他の当社の関与し得ない事由により 損害を被ったとき、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

11. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当 社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社は お客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は当社と旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報 を活用し、お客様の権利義務その他の旅行契約の内容について理解する よう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、確認書に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

12. 個人情報の取扱い

- (1) 当社は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様 との連絡のためや宿泊・運送機関等の提供するサービスの手配および受 領のための手続きに利用させていただきます。
- (2) 上記のほか、当社の個人情報の取扱いに関する方針は、当社ホームページ (http://www.tokyo-kfc.co.jp/company/privacypolicy.html) をご確認下さい。

以上 2018年6月1日 現在

東京都知事登録旅行業第 3·7241 号 東京都墨田区横網 1·6·1 国際ファッションセンタービル 10 階 KFC Hall & Rooms 国際ファッションセンター株式会社 国内旅行業務取扱管理者 赤羽 司 ・ 小島 大輔 (お客様のご依頼がある場合には、上記の者が説明を行います。)